

福岡県公報

平成二十五年九月二十日
第三千五百三十二号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第九十六号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院 西区の項中

医療法人日の出会介護老人保健施設サンライズ壹岐

〃 〃 野方一―一六―二六

を

介護老人保健施設サンライズ壹岐

〃 〃 野方一―一六―三三

に、京都郡の項

介護老人保健施設苜蒲

〃 〃 勝山松田一―三三番地

を

介護老人保健施設苜蒲

〃 〃 勝山箕田三二七

に、

介護老人保健施設御所

〃 〃 勝山松田一―三三番地

を

介護老人保健施設御所

〃 〃 勝山箕田三二七

に、二 老人ホ

ームの項中

社会福祉法人福岡光明会特別養護老人ホーム松月園

〃 〃 老司五丁目二番四号

特別福祉法人ホームシテイケア長住

〃 〃 長住三丁目七番一号

を

ケアハウスシテイケア長住

〃 〃 長住三丁目七番一号

社会福祉法人福岡光明会特別養護老人ホーム松月園

〃 〃 老司五丁目二番四号

に改める。